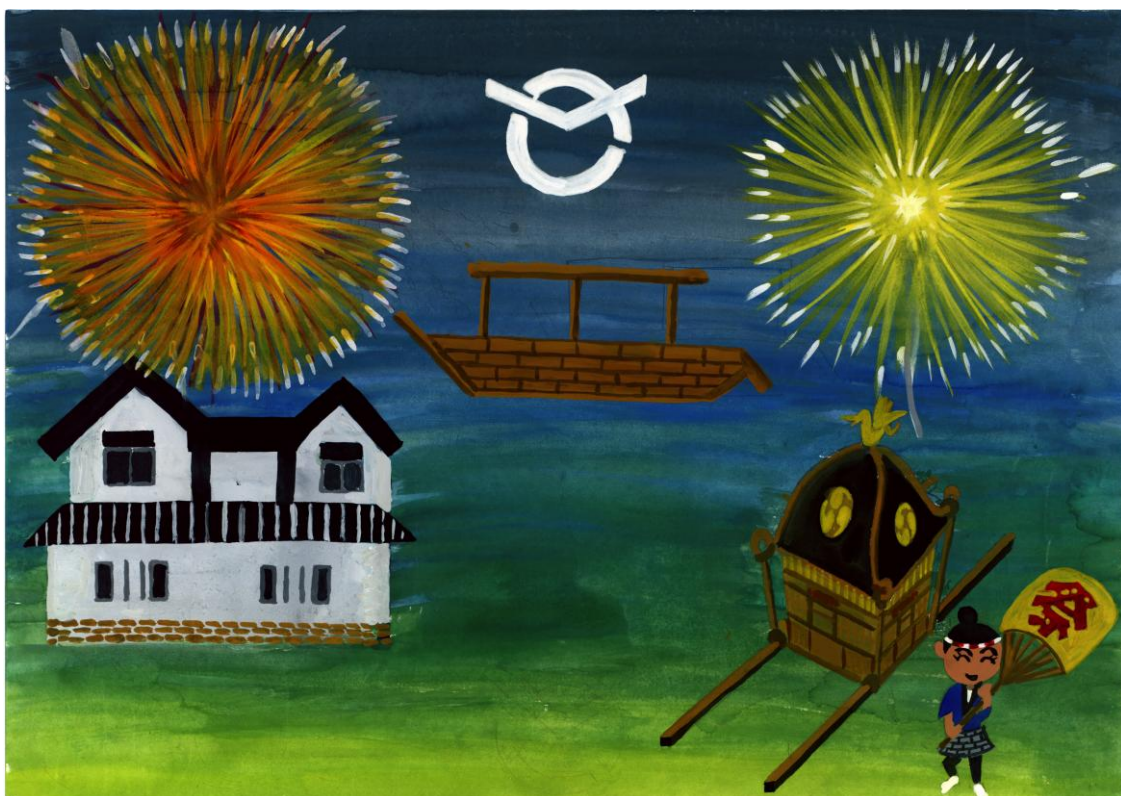


第6章 ふれあいづくり

〔行財政〕



第1節 地域の支えあいを育むまち

1. 地域コミュニティ

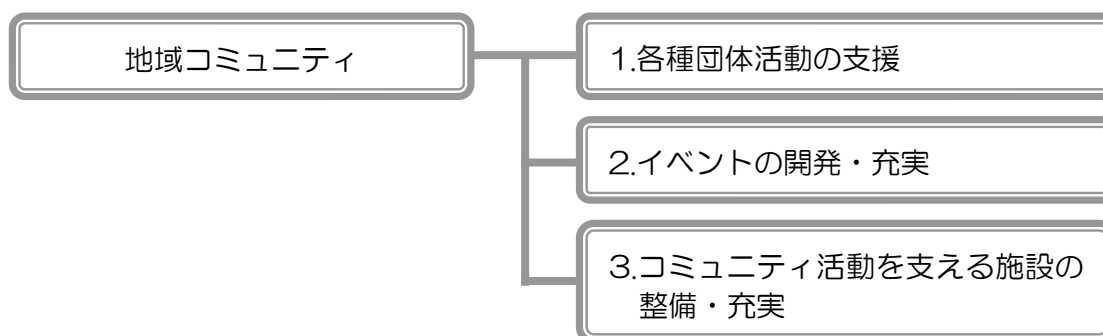
〔現況と課題〕

- 核家族化の進行，価値観やライフスタイルの多様化などから，地域住民の交流や地域社会における連帯感は，希薄化する傾向にある一方で，本格的な少子高齢化を迎えるなかで，地域コミュニティ※の意義は，その重要性を増しています。また，防災や防犯，福祉，地域活動などの様々な分野において，協働※のまちづくりを進めていくためにも，地域コミュニティ活動を，活性化していく必要があります。
- 本町では，行政区や町内会などを中心に，伝統的な祭りや行事，ボランティア活動などの，様々な地域コミュニティ活動が行われ，行政と地域住民とを結ぶ役割を担っていますが，ライフスタイルの変化や単身世帯等の増加に伴って，加入率が低下していることから，住民の自治意識の高揚や住民相互の交流，連帯感の強化を図っていくことが重要になっています。
- 今後も，住民相互の様々な活動を促進するとともに，地域で活動する様々な組織が連携し，自ら地域課題の解決に向けた取り組みを，進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 地域コミュニティ活動を促進するとともに，地域の人と人とのふれあいと支えあいに満ちた，地域社会の形成を進めます。

〔施策の体系〕



※地域コミュニティ：地域住民が生活している場所，すなわち消費，生産，労働，教育，衛生・医療，遊び，スポーツ，芸能，祭りに関わり合いながら，住民相互の交流が行われている地域社会，あるいはそのような住民の集団。

※協働：複数の主体が，何らかの目標を共有し，ともに力を合わせて活動すること。

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 各種団体活動の支援	・各行政区を中心に実施している、様々な活動を支援します。 ・各地域で活動する、各種団体の活動の支援を図ります。 ・活動団体相互の交流と連携を高め、団体間ネットワークの形成を進めます。 ・地域活動団体間の連携体制の強化を図ります。	行政区活動の支援
		活動団体の支援
		団体間の交流の促進
		地域協議会の設置
2. イベントの開発・充実	・各種開催イベントの充実を図り、集客力を高めます。 ・地域の伝統的な行事や祭りなどの継承に努め、郷土愛を高めます。 ・地域活動モデル地区※を指定し、地域の活性化を図ります。 ・地域コミュニティに関する講演会等を開催し、地域活動の活性化を図ります。	既存イベントの充実
		各地域イベントの開催支援
		社会実験の実施
		各種講座等の開催
3. コミュニティ活動を支える施設の整備・充実	・地域の要望などを踏まえた、公民館や各地域集会所などの、コミュニティ施設の整備・充実を図ります。	公民館・集会所の充実

※地域活動モデル地区：新たな活動を始める地区を町がモデル地区として指定し、町や関係機関と連携して当該地区における活動を活性化させる地区。

第1節 地域の支えあいを育むまち

2. 町民参加

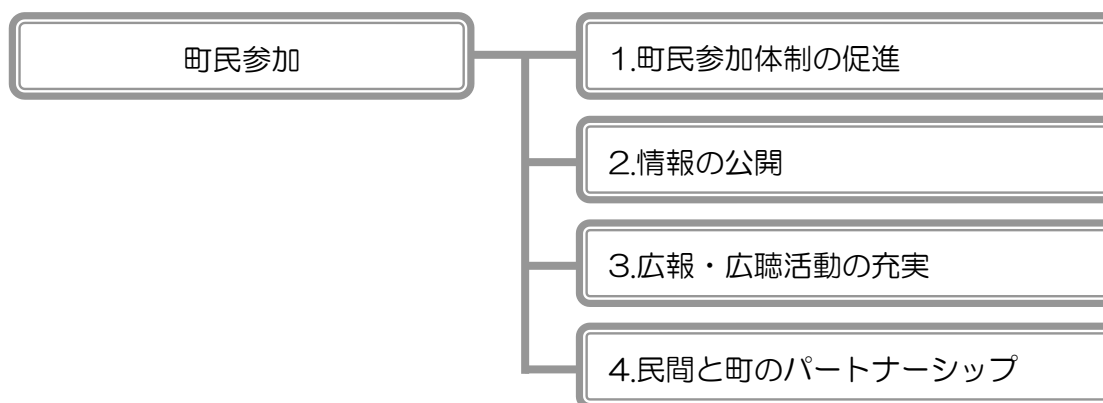
〔現況と課題〕

- 平成12年の地方分権一括法[※]の施行にはじまる，地方分権化の進展により，国と地方自治体は対等で協力しあう関係となり，国の権限が縮小するとともに，地方自治体の権限と責任が増大し，自治体は自らの責任と判断のもとで，地域社会を形成していくことが求められています。
- 近年では，まちづくりへの参加や社会貢献への，機運が高まってきており，地域の抱える課題や多様化するニーズに対応していくため，町民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき，連携・協力しながら，まちづくりを進めていくことが求められています。
- 今後も，町民の意見などを踏まえながら，町民と行政が連携して，協働のまちづくりを推進し，住みよい地域社会づくりを進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 町民と行政とが情報を共有し，まちづくりへの町民参加を進め，町民と行政との協働によるまちづくりを進めます。

〔施策の体系〕



※地方分権一括法：国と地方公共団体との役割分担の明確化や権限移譲の推進など，地方分権の推進を図るための法律。

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 町民参加体制の促進	・町民と行政相互の目的や主体性を尊重しつつ、適切な役割分担と連携が図られるよう、協働意識の醸成に努めます。 ・各種審議会等における公募委員の登用や計画策定における住民組織との連携など、参加の機会を増やします。 ・研修会や講演会、様々な活動等に、町民の積極的な参加を促進します。	協働意識の醸成
		公募委員の登用
		積極的な参加促進
2. 情報の公開	・町の保有する情報について、個人のプライバシーを保護しつつ、情報公開制度の充実に努めます。	行政情報等の提供
3. 広報・広聴活動の充実	・様々な媒体を活用し、行政情報の発信を行うとともに、町民意見の聴取のための、広聴活動の充実に努めます。 ・パブリックコメント※制度等を通じて、広く町民の意見の把握に努めます。 ・様々な機会を通じて、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。	広報さかい、お知らせ版の発行
		ホームページの充実
		パブリックコメントの実施
		まちづくり等に関する情報提供
4. 民間と町とのパートナーシップ	・限られた財源を最大限に活用するため、民間委託化を検討します。 ・指定管理者制度※の一層の活用を図ります。	民間活力の導入の検討
		指定管理者制度の活用

※パブリックコメント：行政機関が政策に関する計画や条例などを策定するときに、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続き。

※指定管理者制度：それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させること。

第2節 より透明性の高い開かれたまち

1. 行政運営

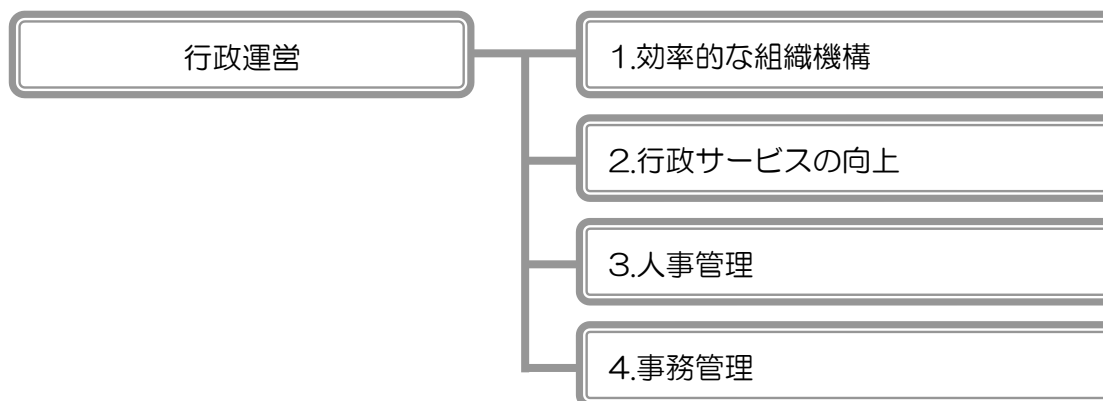
〔現況と課題〕

- 地方分権の進展や少子高齢化、情報化等、社会経済情勢の変化に伴い、行政需要は、ますます多様化し、内容も複雑で高度なものとなっており、これらに迅速に対応し、町民の期待に応え得る行政を、運営していかなければなりません。また、景気低迷により、税収の伸びは期待できないことから、町財政を取り巻く状況は、厳しいものがありますが、町が直面している緊急的な課題や権限の移譲による事務量の増大等にも対応していかなければなりません。こうしたことから、継続的に行政組織を見直し、柔軟性のある簡素で効率的な行政組織を構築する必要があります。
- 役場の窓口は、町民にとって、最も身近な行政と接する場であり、親切で丁寧な対応が求められています。このため、窓口業務の利便性の向上と質の高い行政サービスの提供が求められています。
- 限られた人材を有効に活用し、最少の職員数で最大の効果を上げるため、組織機構の見直しと整合を図りながら、定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めます。
- 新たな行政課題や多様化する町民ニーズに応えるため、政策形成能力、専門的な知識など、職員の能力開発に向けた、さらなる職員研修等の充実が必要となっております。
- 行政評価の取り組みについては、平成21年度から試行的に、事務事業評価を実施しています。今後は、事業の妥当性や必要性を検討するため、事務事業や施策、政策を含めた、総合的な行政評価システムに基づく、評価を進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 新たな行政課題や多様化する町民ニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開するために、効果的、効率的に行政サービスを提供できるよう、さらなる行政改革の推進に積極的に取り組みます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 効率的な組織機構	新たな行政課題や多様化するニーズに，迅速かつ的確に対応するため，継続的に組織機構の見直しを検討します。	組織機構の見直し
2. 行政サービスの向上	- 質の高い窓口サービスを提供するため，職員の接遇向上に努めます。 - 町民の利便性の向上のため，窓口業務の拡充を図ります。 - 町民サービスの向上につながる事務事業については，積極的に権限の移譲を受け入れていきます。 - 納税者の納税機会の拡充を図ります。 - 職員の地域担当制導入の検討を進めます。	職員研修の実施
		窓口時間の延長
		コンビニ収納の検討
		地域担当制導入の検討
3. 人事管理	- 多様化する行政需要と事務量を適切に把握分析し，定員適正化計画に基づく定員管理に努めます。 - 職員の研修機会の拡充を図り，一人ひとりの能力向上に努めます。	定数適正化計画の策定
		職員専門研修の実施
4. 事務管理	- 情報通信技術を最大限に活用し，業務の迅速化と効率化を図り，利便性の高い行政サービスの提供に努めます。 - 個人情報の漏洩などを防止するため，情報セキュリティ対策の一層の強化を図ります。	質の高いサービスの提供
		情報セキュリティ研修の実施

第2節 より透明性の高い開かれたまち

2. 財政運営

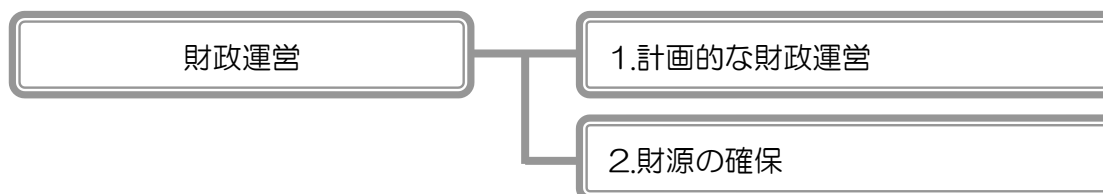
〔現況と課題〕

- 本町の財政状況は、境町集中改革プラン※の取り組み等により、危機的状況は脱したものの、長引く景気低迷等から、社会情勢は安定せず、雇用の不安、税収の鈍化など、厳しい状況にあります。特に、少子高齢化の到来に伴う、社会保障費などの関係経費の増大は、本町の財政を圧迫する要因になっています。
- 今後の財政運営にあたっては、町民の視点に立ち、中長期にわたり計画的で効率的な運営を行っていくことが不可欠であり、そのための町税の公平・適正な賦課徴収、受益者負担の適正な見直しなどによる、自主財源の確保に努め、財政基盤の強化を図っていく必要があります。
- 多様化する町民ニーズに対応していくため、引き続き行政改革を推進し、経常経費の節減に努めるとともに、徹底的な事務事業の見直しを行い、財政構造の弾力性を確保していく必要があります。

〔基本目標〕

- 持続可能な財政基盤を確立し、安定した財政運営を行うため、財源の確保や公正・適正な賦課徴収に努めるとともに、財政運営の健全化を図ります。

〔施策の体系〕



※境町集中改革プラン：地方財政の悪化を受け、職員削減や民間委託の推進、給与制度で具体的な数値目標を盛り込むなどの具体的な行政改革の取組をわかりやすく明示した計画。

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 計画的な財政運営	・財政状況を踏まえ、引き続き行政改革を推進し、財政健全化への取り組みを継続します。 ・徹底した事務事業の見直しを行い、限られた財源のなかで、最大の効果が発揮できるよう、効率的な財政運営に努めます。 ・公会計制度※のバランスシートや行政コスト計算書などの活用による、効率的で透明性の高い財政運営を進めます。	行政評価システムの推進
		国の地方財政計画に沿った中期計画策定の推進
2. 財源の確保	・町税などの、公平かつ適正な賦課徴収を推進するため、積極的に町税などに対する理解と納税意識の高揚を図ります。 ・公有財産の効率的な運用や処分による収入確保に努めます。	権限の移譲に見合った税財源の移譲を国・県へ要望
		課税客体※の的確な把握と適正な課税に努める
		町税等の滞納徴収対策の強化
		使用料及び手数料等の見直し
		未利用地の活用や処分等の推進

※公会計制度：現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのこと。

※課税客体：課税物件。たとえば、固定資産税の課税客体は、土地、家屋及び償却資産のこと。

第2節 より透明性の高い開かれたまち

3. 広域行政

〔現況と課題〕

- 少子高齢化や環境問題など、地域課題が多様化・高度化するなかで、町民の生活圏は、町域を越えて広がりを見せています。こうしたことから、広域的な課題に対して、関係する市町村が連携・協力しながら、取り組みを進めていくことが求められています。
- 本町においては、近隣の市町との連携により、老人養護施設や消防・救急などを、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、火葬場やごみ処理・し尿処理、墓地、温水プールや休養施設、野球場などを、さしま環境管理事務組合が運営しており、今後も、個々の関係施設における、事務組合での対応を進めていくとともに、その他の様々な広域的な行政課題における、近隣市町との連携を図りながら、課題解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 行政サービスの向上を図るとともに、広域的な行政課題に対応するため、近隣市町との連携を推進します。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 広域行政の推進	・ 近隣市町との連絡調整機能の強化を図り、新たな行政課題の共同事務処理を進めます。 ・ 文化やスポーツ施設等の、住民相互の交流を深める、公共施設の相互利用を促進します。 ・ 構成市町の連携を強化し、効率的で質の高い行政サービスを提供します。	共同事務の内容の検討
		公共施設の相互利用の促進
		茨城西南地方広域市町村圏事務組合事業の推進
		さしま環境管理事務組合事業の推進

第2節 より透明性の高い開かれたまち

4. 市町村合併

〔現況と課題〕

- 地方分権の進展や、近年の厳しい地方財政状況のなかで、町民に最も身近な自治体である市町村は、多様な行政需要に効果的かつ効率的に、対応していく必要があります。
- 市町村合併は、行財政基盤の強化や近隣市町との連携などの、期待に応えられる有効的な方策として考えられており、国や県が主体となって、平成の大合併を進めてきたところであり、今後も、中長期的な視点で、市町村合併や道州制[※]についての検討を、進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 町民の意志を尊重しながら、近隣市町の動向を踏まえつつ、本町としては、引き続き市町村合併の検討を進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 市町村合併	・国や県をはじめ、近隣市町の動向も踏まえ、町民の同意に基づく、市町村合併の検討を進めます。 ・将来の道州制を見据えた、合併の手法の検討を進めます。	市町村合併の検討

※道州制：行政区画として道と州を置く地方行政制度。北海道以外の地域に複数の州を設置し、それらの道州に現在の都道府県より高い行政権を与える構想を指す。

